



委員会発議第5号

ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和8年9月1日提出

かすみがうら市議会

議長 来栖丈治 様

提出者 文教厚生委員会

委員長 櫻井 健 一

意見書第 号

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣           あて

内閣官房長官

厚生労働大臣

財務大臣

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治

### ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が 2023 年 3 月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15 歳から 64 歳までの年齢層の約 2%、146 万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち 40 代と 50 代が全体の 4 割を占めているほか、ひきこもり期間が 10 年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80 代の親が 50 代の子を支える、いわゆる「8050 問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が 40 歳未満という若者世代に限られており、また 2015 年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022 年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する。

### 記

- 1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。
- 3、厚生労働省が実施している「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体の実情に応じてしっかりと取り組めるようにすること。